

令和8年(2026年)4月8日

保護者の皆様

滋賀大学教育学部附属中学校
校長 石川俊之

学校感染症の取り扱いについて（お知らせ）

平素は、本校学校教育に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
本校では、学校感染症の取り扱いにつきまして、保護者による報告によって出席停止の取り扱いをいたします。

なお、学校感染症は感染症ごとに定めた出席停止の期間があるものと、症状および条件により出席停止の措置がとられるものがあります。特に、条件により出席停止の措置が必要になる感染症は、医師の指示が重要となっております。

つきましては、適切な診断と治療を受けていただくためにも、必ず医療機関にかかっているいただきますよう、よろしくお願いいたします。

- * 学校感染症にかかれた場合は、下記の『出席停止報告書』をご提出ください。
- * 学校感染症は裏面を参考にしてください。
- * この様式は本校ホームページからもダウンロードできます。

出席停止報告書

滋賀大学教育学部附属中学校長 様

ID 名前

診断名 〈 〉

医療機関名 〈 〉

上記の病気のため、 月 日から 月 日まで、休養を必要とすると医師より診断を受けましたので報告します。

令和 年 月 日

保護者名

○学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間

	種 類	期 間	備 考
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ	治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	ただし、症状により感染のおそれがないと認められたときはその限りではない
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	麻疹に伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	風疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において	
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで	
	<u>新型コロナウイルス感染症</u> （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	<u>発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで</u>	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認められるまで	

* 下線部分は、令和5年5月8日より変更があったものです